入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

（別紙1）

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ（フロー図）

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ	関係機関・関係者	備考
①施設内教育のある病院に児童生徒が入院		児童生徒は施設内教育の対象となる
児童生徒及び保護者が転学を希望	本人、保護者、ケースワーカー（CW）	
主治医が病院内で教育を受けることを許可	主治医、看護師長	
↓		
看護師長が大府特別支援学校に教育相談を依頼	看護師長、施設内教育担当教員	
↓		
教育相談の実施	本人、保護者、施設内教育担当教員	
必要に応じて、入院カンファレンスを実施 主治医の治療方針を聞き、本人・保護者の意見も踏まえて、今後の学習体制を検討	主治医、看護師、CW、チャイルドライフスペシャリスト（CLS）、施設内教育担当教員	
↓		
主治医が指示箋を特別支援学校へ送る	主治医、看護師長、施設内教育担当教員	安静度・学習度・運動量に対しての指示が出る
↓		
特別支援学校へ転学	施設内教育担当教員 市教委、県教委	小・中学校より、市教委へ転学の報告 特別支援学校より、県教委へ教育相談実施済の報告
↓		
病院内教室で施設内教育開始	施設内教育担当教員	転学手続き
小・中学校教員が不定期に面会	小・中学校教員	施設内教育担当教員が小・中学校教員に学習状況を伝える
↓		
必要に応じて、退院カンファレンスを実施 主治医の治療の状況を聞き、本人・保護者の意見も踏まえて、退院後の支援体制を検討	主治医、看護師長、看護師、臨床心理士、作業療法士、CW、CLS、施設内教育担当教員、小・中学校教員	小・中学校への円滑な適応を支援する必要がある場合、交流及び共同学習の一環として、原籍校への試験的登校を検討する
↓		
退院し、通院治療となる		
小・中学校へ転学	市教委、県教委	小・中学校より、市教委へ転学の報告
個別の教育支援計画及び指導計画の引継ぎ	施設内教育担当教員	特別支援学校より、県教委へ転学の報告
②施設内教育のない病院に児童生徒が入院		児童生徒は訪問教育の対象となる
児童生徒及び保護者が転学を希望	本人、保護者、ケースワーカー（CW）	
主治医が病院内で教育を受けることを許可	主治医、看護師長	
↓		
看護師長が大府特別支援学校に教育相談を依頼	看護師長、訪問教育担当教員	
↓		
教育相談の実施	本人、保護者、訪問教育担当教員	
必要に応じて、入院カンファレンスを実施 主治医の治療方針を聞き、本人・保護者の意見も踏まえて、今後の学習体制を検討	主治医、看護師、CW、訪問教育担当教員	
↓		
主治医が指示箋を特別支援学校へ送る	主治医、看護師長、訪問教育担当教員	安静度・学習度・運動量に対しての指示が出る
↓		
訪問担当者会にて授業開始日（転学日）を決定	訪問教育担当教員	小・中学校より、市教委へ転学の報告
特別支援学校へ転学	市教委、県教委	特別支援学校より、県教委へ教育相談実施済の報告　転学手続き
↓		
特別支援学校から病室へ訪問教育開始	訪問教育担当教員	1回120分（40分×3コマ）、週3日　対応
小・中学校教員が不定期に面会	小・中学校教員	訪問教育担当教員が小・中学校教員に学習状況を伝える
↓		
必要に応じて、退院カンファレンスを実施 主治医の治療の状況を聞き、本人・保護者の意見も踏まえて、退院後の支援体制を検討	主治医、看護師長、看護師、臨床心理士、作業療法士、CW、訪問教育担当教員、小・中学校教員	小・中学校への円滑な適応を支援する必要がある場合、交流及び共同学習の一環として、原籍校への試験的登校を検討する
↓		
退院し、通院治療となる		
小・中学校へ転学	市教委、県教委	小・中学校より、市教委へ転学の報告
個別の教育支援計画及び指導計画の引継ぎ	訪問教育担当教員	特別支援学校より、県教委へ転学の報告